

新座市告示第 168 号

令和 8 年新座市告示第 1 4 1 号で公告した予防接種について、次のとおり追加したので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 13 日

新座市長 並 木



追加

1 予防接種の種類

別紙のとおり

2 予防接種を行う主たる接種場所

別紙のとおり

3 予防接種の対象者の範囲

予防接種法施行令第 3 条に規定する予防接種の対象者に該当する新座市民

4 実施期間

令和 8 年 4 月 1 0 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 禁忌事項

医療機関の指示による。

6 変更新年月日

別紙のとおり

別紙

	予防接種の種類	予防接種を行う主たる場所	変更年月日
1	BCG	埼玉県新座市片山二丁目11番16号 片山診療所	令和8年4月 10日